

平成 19 年 1 月 26 日

企業会計基準委員会 御中

興銀リース株式会社
主 計 室

企業会計基準公開草案第 17 号「リース取引に関する会計基準(案)」及び企業会計基準適用指針公開草案第 21 号「リース取引に関する会計基準の適用指針(案)」に対するコメントについて

貴会が平成 18 年 12 月 27 日付けにてコメントを募集されました標記の公開草案につきまして、下記のとおりコメントを取りまとめましたのでご提出申し上げます。

記

・公開草案に対する基本的な意見

標記の公開草案を適用することについては、反対であります。

現行のリース会計基準においても、詳細な注記開示により有用な会計情報が十分提供されていること及び売買処理と賃貸借処理を選択適用できる現行のリース会計基準は、わが国のリース取引に係る会計基準として最も望ましいものであり、売買処理一本化を規定した公開草案は、以下に掲げるわが国のリース取引の実態を正しく反映できるものではないと考えます。

わが国のリース取引は、賃貸借・サービス・ファイナンスなどの要素を包含した複合的な取引であり、経済的実質や取引実態は、単に売買といえるものではないこと。

貸手側に法的所有権が存在すること。

リース終了後にリース物件が返還され、貸手が資産の廃棄処理義務を負うことなど売買とは明らかに異なること。

・公開草案を適用した場合の問題点等

1. 適用時期について

実際に適用する為には相応のシステム開発が必要ですが、会計と税務との関係や重要性の判断等、実務上不明な点が多いなかでは、今直ぐに着手できる状況にはありません。

また、詳細が決まりシステムを開発するとしても平成 19 年度から 20 年度にかけては、税務の減価償却制度の変更、J-SOX 等の対応もあり、これらを同時並行的にシステム開発するにはあまりにも人的・物的負担が

重く、公開草案に示された適用時期までに対応するのは、極めて困難であります。

特に借手においてはオフバランスであったものがオンバランスとなり、これまでと全く異なる会計処理への変更となるため、本公開草案の改訂への対応だけでも相当の負担となることが推測されます。

従いまして、システム開発に要する期間もご考慮いただき、最低でも2年程度の延期を強く要望いたします。

2. 適用範囲、重要性の判断等

(1) 連結と単体決算の関係

リース資産総額の重要性の判定の結果、10%を境に連結と単体で異なった場合に連結と単体の会計処理はどのように考えるか不明であります。

- ・ 中小企業に該当する連結対象子会社等についても、事務処理の簡素化のため「賃貸借処理」が認められるよう配慮すべきであります。
- ・ また、連結での重要性の判定の結果が10%未満であるときに、連結対象子会社等のうち、単体で10%以上となる会社についても、「親子会社間の会計処理の統一」もあり、簡便法が適用されるべきであります。

(2) オペレーティング・リースとファイナンス・リースの区分

現在価値基準（90%基準）及び経済的耐用年数基準（75%基準）の「概ね」は曖昧な表現であり、かえって実務に混乱をきたすだけであり削除すべきであります。

(3) 中小企業から大企業になった場合の取扱い

既往の賃貸借処理している取引は、そのまま継続処理できると考えますが、その取扱が明確に示されておりません。

(4) 当期にはじめて重要性の判断で10%を超えた場合

既往の簡便法を採用している取引は、そのまま継続処理できると考えますが、その取扱が明確に示されておりません。

3. 会計処理に対する要望

(1) 利息の計上方法について

利息法と定額法の選択適用（借手・貸手とも）

【理由】

「利息法」は借手においては「支払リース料」と「支払利息+減価償却費」の合計額が異なることから、二重管理を行なう必要があり、リースの利便性が損なわれることになること。

また、貸手においては収益が均等にならず会計処理が煩雑になることから、「定額法」も選択できることを要望いたします。

(2) 貸手の既往取引

現状の賃貸借処理がそのまま継続できるように要望いたします。

【理由】

貸手の経過措置に記載されている利息定額処理と現状の賃貸借処理における売上高及び利益額は変わらないこと。

借手は既往取引について賃貸借処理が認めていることと整合性が図れること。

税務はリース期間定額による賃貸借処理を認めていることと整合性が図れること。

貸手の既往取引に係る新たなシステムの手直しが不要であること。

4. 設例について

設例にある半年毎や一年毎の支払いは例外的な取引であり、一般的な取引であるリース料の支払が月額均等払であるケースで分かり易く記載いただきたいと思えます。

その上で、以下のような取引の例示を要望いたします。

保証金(月額リース料の1~3ヶ月相当)を収受し最終回に充当のケース
第三者保証残価のある取引(貸手はファイナンス・リース、借手はオペレーティング・リースとなるケース)

二次リースのある取引

適用初年度における既往取引の処理

賃貸借処理から売買処理に変更する方法を選択した場合の例示

・借手の処理

・貸手の処理

リースバック取引

転貸リース取引

5. その他

リース投資資産と貸倒引当金の関係

リース投資資産はリース料債権部分と見積残存価額部分とされておりますが、リース投資資産と貸倒引当金との関係はどのように考えるか不明であります。

以 上